

## 児童生徒の健康と安全を最優先とする学校給食提供体制の抜本的強化を求める決議

学校給食は、児童生徒の心身の健全な育成を支える教育の根幹であり、その安全確保は、市及び教育委員会が負うべき「最優先の法的義務」である。

本市において衛生上の事案が発生した事実は極めて重く、保護者及び市民の信頼を著しく失墜させた。現在、現場の職員が再発防止に総力を挙げて取り組んでいるが、安全の徹底は現場の努力のみに依存するものではなく、それを根底から支える施設・設備の更新及び組織的なバックアップ体制の確立が不可欠である。

よって本市議会は、市及び教育委員会に対し、現場の懸命な対応を強力に後押しし、実効性のある体制を速やかに構築するため、以下の事項を断行することを強く求める。

### 記

#### 1. 安全を最優先とする給食提供体制の迅速な整備

今後の学校給食提供体制の整備に当たっては、既存のスケジュールに縛られることなく、児童生徒の健康と安全を最短期間で確保できる「最善の整備手法」を選択し、速やかに実行に移すこと。

#### 2. 公共事業の優先順位の再編と予算の重点投入

給食環境の改善を「最優先事項」と位置づけ、他の公共事業に優先して予算とリソースを投入すること。現場職員に過度な負担を強いることのないよう、老朽化した施設・設備の改修や機器の更新を迅速に行い、万全の提供体制を最短期間で実現するための具体的工程表を提示すること。

#### 3. 誠実な情報公開と信頼回復に向けた対話の促進

事案の経緯や改善の進捗、今後の整備方針について、市民や保護者に対し事実に基づいた丁寧な説明を行うこと。透明性の高い情報公開を通じて、学校給食への信頼回復に全力を挙げること。

以上、決議する。

令和8年3月24日

糸 満 市 議 会